

# 地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置

- ・ 複数の小規模作業所が一定の範囲内で事業を行っており、それらの事業所が一体的な管理運営を行うことができると認められる場合には、一つの地域活動支援センター(法定事業)として実施することを可能とするもの(厚生労働省令に規定)

## 【移行前(～H20.3)】

作業所が別々に活動

**A小規模作業所**  
(利用人員6人)

**M小規模作業所**  
(利用人員6人)

移行

移行にあたり

- ① 特別対策による「基盤整備事業」や「移行等支援事業」
- ② 緊急措置による「移行促進事業」を活用することも有効

## 【移行後(H20.4～)】

一つの地域活動支援センターとして運営可能

### ① 従たる事業所の設置

**従たる事業所**  
A事務所  
(利用人員6人)

一体的  
に運営

**主たる事業所**  
M事務所  
(利用人員6人)

- ・ 利用申込者の調整が一体的
- ・ 運営規定が一本化
- ・ 職員の勤務体制が一元化
- ・ 会計管理が一本化
- ・ 概ね30分以内で移動可等

- ① 「障害者自立支援基盤整備事業」…新たな事業体系に移行する場合に必要な施設の改修等にかかる経費に対して助成  
「移行等支援事業」…小規模作業所等が新たな事業へ円滑に移行できるよう、コンサルタントの派遣や研修会の開催等のための経費を補助
- ② 「小規模作業所移行促進事業」…利用者の少ない小規模作業所の移行を促進するため、小規模作業所間の調整・連携、情報交換・意見交換等を行うための経費を補助